

# 岩手県営野球場 利用料金 R1.10.1

別表(県立野球場条例第6条関係)

※単位:円

区分			グラウンド及びスタンドの利用料金						附属の施設の利用料金			附属の設備の利用料金		
			土曜日及び休日 以外の日			土曜日及び休日			屋内 練習場	トレーニ ング室	研修室	照明設備	その他 の附属 の設備	
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで						
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュ ア野球 に使用 する場合	学生及 び生徒	3,930	4,910	6,680	4,720	5,900	8,020	1時間ま でごと に	1人1回 につき	1時間ま でごと に	1 入場料 等を徴収 しない場 合及び入 場料等を 徴収する 場合でア マチュア 野球に使 用する とき。	1件又 は1式 につき 3,730円 の範囲 内で知 事が定 める額 を別に 徴収す る。	
	一般	7,860	9,820	13,360	9,430	11,790	16,020	学生及 び生徒 1,640円	学生及 び生徒 150円	学生及 び生徒 420円	学生及 び生徒 420円	2 その他 の場合1 時間まで ごとに 158,400円 を別に徴 収する。		
その他の催しに 使用する場合			23,580	29,480	40,090	28,290	35,390	48,100	一般 3,280円	一般 310円	一般 840円	回数利 料 金 (6回に つき)		
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチュ ア野球 に使用 する場合	学生及 び生徒	11,780	14,740	20,040	14,140	17,690	24,050	学生及 び生徒 750円	学生及 び生徒 750円	一般 1,550円			
	一般	23,580	29,480	40,090	28,290	35,390	48,100							
その他の催しに 使用する場合			1日までごとに1日の最高入場 料の300人分に相当する額 (その額が503,140円に満た ない場合は503,140円)			1日までごとに1日の最高入場 料の400人分に相当する額 (その額が629,130円に満た ない場合は629,130円)								
第3条の2第1項の規定 による許可を受けた場 合の利用料金									1人1日までごとに	1,180円				

- 備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 3 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合(8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分を超える場合に限る。)は、その超える時間1時間につき、8時前のときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時以降のときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を 加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てらる。
- 4 学生及び生徒が、入場料等を徴収しない場合であって、アマチュア野球の大会以外の目的でアマチュア野球のためにグラウンド及びスタンドを使用する場合における利用料金は、土曜日及び休日以外の日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までであつては1,090円、17時から21時までであつては1,850円とし、土曜日及び休日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までであつては1,300円、17時から21時までであつては2,180円とする。ただし、当該利用料金は、アマチュア野球に使用する場合の8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金を上限とする。
- 5 一般が、入場料等を徴収しない場合であって、アマチュア野球の大会以外の目的でアマチュア野球のためにグラウンド及びスタンドを使用する場合における利用料金は、土曜日及び休日以外の日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までであつては2,180円、17時から21時までであつては3,700円を上限とし、土曜日及び休日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までであつては2,600円、17時から21時までであつては4,350円とする。ただし、当該利用料金は、アマチュア野球に使用する場合の8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金を上限とする。

別表(県立野球場条例施行規則第8条関係)

## 1 照明設備の利用料金

区分		入場料等を徴収しない場合 及び入場料等を徴収する場 合でアマチュア野球に使用 するとき
全灯使用の場合	1時間までごとに	23,830
396灯使用の場合 (3/4灯)	1時間までごとに	17,910
288灯使用の場合 (1/2灯)	1時間までごとに	11,910
180灯使用の場合 (1/4灯)	1時間までごとに	7,170

## 2 その他の附属の設備の利用料金

区分		アマチュア野球 に使用する場合	その他の催しに 使用する場合
放送設備	1試合につき	990	1,970
スコアボード	1試合につき	1,550	3,080
バッティングケージ	1日につき	1,640	3,280
審判用具一式	1試合につき	260	520
ピッチングマシン	1回につき	660	1,310
シャワー	1回につき	100	

※この利用料金には消費税が含まれております。